

熊本市立鹿南中学校
いじめ防止対策基本方針

【 目 次 】

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念
2. いじめの定義
3. いじめ防止のための組織

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方
2. いじめの早期発見のための措置
 - (1) 基盤となる活動母体における措置
 - (2) 組織として措置
 - (3) 保護者および関係機関との連携

第3章 いじめ認定からの措置

1. いじめの発見・通報
2. いじめの事実認定
3. いじめられた生徒または保護者への支援
4. 加害生徒、集団への指導と追指導
5. 熊本市教育委員会への報告・連絡・相談について
6. 警察等との連携について
7. その他、関係機関との連携について

第4章 本基本方針の条項改訂について

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

「誰かを精神的、身体的に攻撃することは、いかなる理由が存在しようとも絶対に許されない事象である。」との認識を共通認識とし、「いじめ」は生徒の健全な心身の成長に影響を及ぼし、ひいては生徒の未来にかかる健全な価値観の崩壊を誘発させるものであると認識すべき事象である。さらに本校学校教育目標「真の自立と共生」のもと、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の育成を信条とする。

そのためには、本校教育活動全般において、我々教職員1人1人が生徒を多様な輝ける個性を持つ、唯一無二の存在として尊重し、生徒の健全な人格形成を共に育み、支援する教育・指導観に立って指導を行うことが重要である。

ここに熊本市立鹿南中学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称 : いじめ防止対策委員会

◎いじめ等の認定、調査開始の指示、いじめ収束にむけた対応検討及び指示を行う。

(2) 構成員 : 校長 教頭 生徒指導主事 学年主任 養護教諭 SC

【調査班】生徒指導主事 学年主任 学年生徒指導担当を中心に。

【実行班】生徒指導主事 学年生徒指導担当 担任 副担任 該当職員

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることから、学校における教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを、実生活の「行動」として身につけさせることが必要である。

本校生徒指導で生徒に身につけさせたい力、「自己指導能力（このときこの場所で

何が一番適切な行動かを自分で決めて実行することのできる力)」の育成を本校のいじめの未然防止の中核に位置づける。

さらに、学校におけるいじめ問題は、その生徒一人一人の成育環境からも大きな影響を受けるとの認識を持ち、保護者との、日頃からの子どもを中心に据えた連携・協力を呼びかける。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 基盤となる活動母体における措置

① 学年主任を中心とした学年経営 → 具体的取組

例示)

ア 学年生徒全員が、他人を思いやる心や感謝する心を持ち、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと成長できるように、学年部の様々な体験活動を通し、豊かな心を育む教育を推進する。

イ 人権教育、道徳教育、特別活動の充実を図り、学年部としての目的を明確にし、学校教育目標「真の自立と共生」の力を具体的に育成する。 など

② 担任を中心とした学級経営 → 具体的取組

例示)

ア 「思いやり」を学級経営の重点項目とした学級訓

イ 「リーダー育成」と「フォロワー育成」

ウ 自分の感情を自分の言葉でみんなに伝えられる支持的学級風土づくりとコミュニケーション能力の育成

エ 生徒の心の変化をとらえる常時活動としての日記指導の充実

オ 教育相談活動の常時実施

カ 保護者との連携強化

など

③ 教科担任を中心とした授業経営 → 具体的取組

例示)

ア 全生徒の「わかる」「できる」を大事にした、生徒の自尊感情、自己有用感を高める授業展開の工夫

イ 「主体的で、対話的な深い学び」を基盤とした学習の中で、仲

間同士の助け合い、教え合い等の心の通い合う学習展開の実施
など

- ④ 部活動顧問を中心とした部活動経営 他 → 具体的取組
- ア 指導者および生徒間において、共通目標を明確にし、自分の弱
さを見つめながら、困難に打ち勝つ力を高められるような部活
動経営の工夫
 - イ 「仲間を思いやる」指導の充実
 - ウ 保護者との連携強化 など
- ①②③④のすべてにおいて、いじめ防止に関する行動規範を明確に生徒に
示し、その行動規範から外れる生徒に対しては丁寧に個別指導を行う。

(2) 組織として措置

- ① 学年会
- ② 毎週木曜日の生徒指導部会での報告・検討
- ③ 毎週金曜日の生徒指導連絡会での情報共有
- ④ 「絆アンケート」の継続実施（教育相談体制の充実）
- ⑤ 学期ごとに行われる教育相談
- ⑥ 担任と生徒の毎日のコミュニケーション：「生活ノート」でのやり取り

(3) 保護者および関係機関との連携

- ① 保護者との連携を密にし、定期的な家庭での様子を把握するよう努める。
- ② 家庭における「いじめチェック」等を活用する。
- ③ 教育相談等で知りえた生徒の個人情報については、適切に扱うことを前提
とし、SC等の連携協力、指導助言を仰ぐシステムの構築、チェックを行う。

第3章 いじめ認定からの措置

1. いじめの発見・通報

生徒指導部を中心とした報告・連絡・相談を速やかに行う。

→ 校長、教頭、生徒指導主事、学年（部活動）担当のルートの確保を着実に
実行する。

2. いじめの事実認定

加害者と被害者、時間と場所、内容、背景と要因、期間などを把握すべき情報とする。必要に応じて、周囲の生徒や保護者などの第三者から詳しく情報を得る。

→ 生徒指導主事への報告を契機に、いじめ防止対策委員会を経て、いじめの事実認定を行う。

3. いじめられた生徒または保護者への支援

心のケアを最重要事項とし、個別指導を基本とし、生徒の心に寄り添う。

4. 加害生徒、集団への指導と追指導

「誰かを精神的、身体的に攻撃することは、いかなる理由が存在しようとも絶対に許されない事象である。」との認識を持ちながら、加害生徒、集団の指導を行う。必要に応じて、加害生徒の保護者との連携協力を図る。

継続的な追指導を行う中で、加害生徒の内面に迫る指導の充実を図る。

5. 熊本市教育委員会への報告・連絡・相談について

必要に応じて熊本市教育委員会への報告・連絡・相談を行う。

→ 校長、教頭、生徒指導主事の3者による協議により、迅速な報告を行い、該当生徒および該当保護者等への今後の指導およびケア等の指導方針の方向性の決定のサポートを依頼する。

→ SC および SSW との連絡を密にし、情報交換を行っておく。
該当学年部、被害・加害の生徒の担任だけではなく、学校全体で生徒の心のケアおよび保護者の支援体制を整えられるようにしておく。

6. 警察等との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携対応を行う。

7. その他、関係機関との連携について

熊本市北区役所保健こども課、熊本市児童相談所等とも連携を取りながら、生徒および保護者のニーズ、要望等に合わせて速やかな対応を行う。

第4章 本基本方針の条項改訂について

本基本方針の改訂（加筆、修正）に関しては、いじめ防止対策委員会を中心に検討し、職員会議をもって承認を得ることとする。